



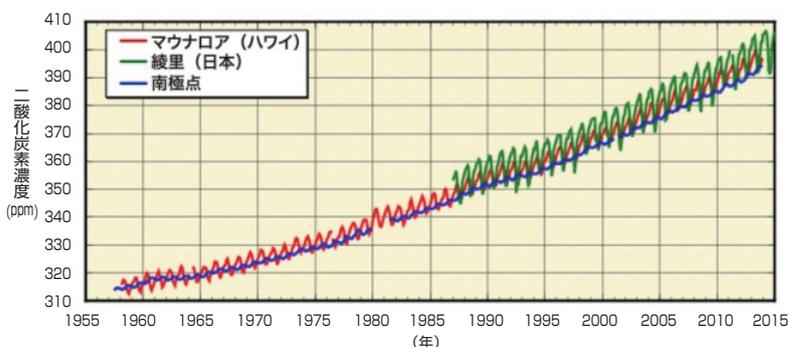
第6章 地球温暖化対策

6-1 取組の背景

今日までの世界的な地球温暖化対策の方向性については、国連気候変動枠組条約を批准した国々によって1995（平成7）年以降、毎年開催されている会議COPにより議論されてきました。（COP：Conference of the Partiesの略 気候変動枠組条約締約国会議）

2015（平成27）年12月には、21回目の会議がパリで開催され、「京都議定書」以来18年ぶりとなる新たな国際的な枠組み「パリ協定」の採択に至りました。

図6-1 大気中の二酸化炭素(CO₂)濃度の経年変化



出典：気候変動レポート2014
（一社）全国地球温暖化防止活動推進センターHPより

〈パリ協定のポイント〉

- （目 的）産業革命前から気温上昇を2℃未満に、1.5℃以内になるよう努力。
- （長期目標）21世紀後半に、人為的な排出量と森林等の吸収量を均衡させる。
- （削減目標）すべての国に地球温暖化ガスへの削減目標の作成や国連への提出、5年ごとの見直しを義務付け。世界全体では、進捗を5年ごとに検証。対策の進捗は、2023（平成35）年から5年ごとに検証。（目標の達成の義務化は無し）
- （適 応）被害を軽減するための世界全体の目標を設定。
- （支 援）途上国への資金の拠出を先進国に義務付け。新興国等についても自主的な拠出。

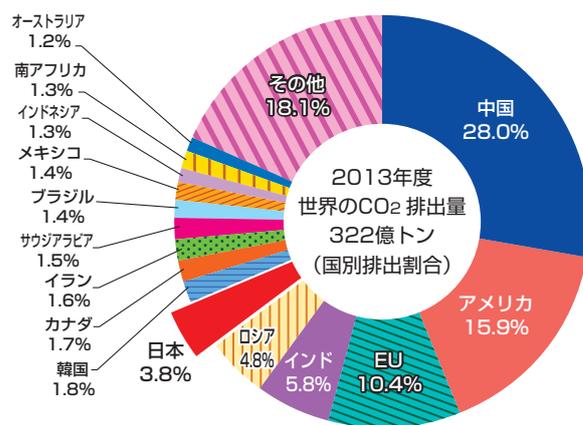
COP3（1997（平成9）年）で採択された京都議定書は、世界が地球温暖化対策のスタート地点に立ったということでは意味がありましたが、一部の先進国・地域のみ義務を負わせるものでした。

（※削減義務を負った国々から排出される温室効果ガスの合計は世界全体の約27%程度にすぎない。）

温室効果ガスの大排出国である中国や、京都議定書では参加が見送られたアメリカを含め、すべての国と地域を対象としたパリ協定が採択に至ったことは、地球温暖化対策の歴史的な一歩となったことは間違いありません。

（※COP21に向け、削減目標を提出した国々から排出される温室効果ガスの合計は、世界全体の約95%に及ぶ。）

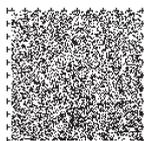
図6-2 世界の二酸化炭素(CO₂)の排出量



環境省HPデータにより和歌山県作成

【COP21における日本の温室効果ガス削減目標（日本の約束草案）】

国内の温室効果ガス排出量を「2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比-26%の水準にする」とした約束草案をCOP21に先駆けて国連に提出しており、今後この目標達成に向け取組を進めることとなります。





パリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く抑えることを前提に、海面上昇等の危機にさらされている国に配慮して1.5℃に抑えるよう努力する」ことを目的の一つとしました。今後、各国が削減目標の達成に向け取り組むこととなります。

地球温暖化は、人類に恩恵をもたらすこともあります。しかしながら、一定以上の地球温暖化は、多くの人々を水不足、飢餓、洪水リスク等にさらします。

そして、世界平均気温の上昇を「1.5℃」～「2℃」以内に抑えるというのが、リスクを回避できるぎりぎりのラインとされています。

IPCC (IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Changeの略 気候変動に関する政府間パネル 地球温暖化についての科学的な研究成果・情報の収集・整理をするために設立された国際的な機関)の最新の報告書(第5次評価報告書)によれば、すでに1880年～2012年の間に、地球の平均気温は0.85℃上昇しているとされています。

つまり、2℃までは、残り1.15℃しかありません。このことが、「温暖化対策は待ったなし」と言われる理由の一つです。

世界で排出される温室効果ガスの約半分は、森林や海洋に吸収されています。

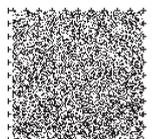
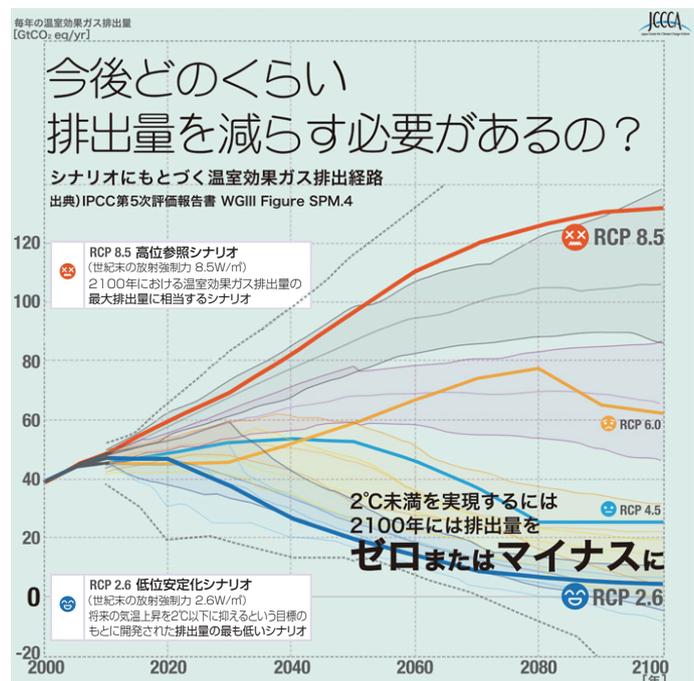
しかしながら、大気中にはすでに排出され、吸収量を超過した分の温室効果ガスが累積されています。

そのことを考えると気温上昇を2℃未満に抑えるためには、温室効果ガスの排出量を2050年には、今の状態(2010年)から40%～70%削減しなければならないとされています。一説には、これを1.5℃とするならば、70%～95%削減、極端なことを言えば人為的な排出量をほぼ「ゼロ」にしなければ達成できないとも言われています。

こうしたことから、COP21に向けて提出された各国のそれぞれの削減目標が達成されたとしても2℃未満にはおさまらないとも言われており、今後、各国が国内手続きを経て、協定を批准し、地球温暖化対策を進めることになったとしても決して楽観視できる状況ではありません。

このような状況を認識したうえで、本県においても温室効果ガスの排出削減に向け、取組を進めます。

図6-3 温室効果ガス削減目標の目安





6-2 本県のこれまでの取組

本県では、和歌山県地球温暖化対策実行計画を2011（平成23）年3月に策定し、地球温暖化対策に関する施策を実施してきました。

- ・ 第1次和歌山県環境基本計画〔2000（平成12）年1月〕
環境施策の展開の方向を示すことにより総合的かつ計画的な取組を進めることを目的として策定以降5年ごとに改定。
- ・ 和歌山県地球温暖化防止実行計画〔2000（平成12）年8月〕
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、和歌山県庁の事務および事業に対し温室効果ガス等の削減目標と実施計画を定めることを目的として策定。以降5年ごとに改定。
- ・ 和歌山県地球温暖化対策地域推進計画〔2006（平成18）年3月〕
京都議定書の発効に併せて改正された地球温暖化対策推進法に基づき、県内全域を対象とした温室効果ガスの排出の抑制等のための実効ある取組や活動を推進するための計画として策定。
- ・ 和歌山県地球温暖化対策条例〔2007（平成19）年3月〕
地球温暖化対策に関し、県、事業者、県民、環境保全活動団体、観光旅行者等の責務を明らかにし、和歌山県の特性を活かした地球温暖化対策の基本的な事項を定めた和歌山県地球温暖化対策条例を制定。
- ・ 和歌山県地球温暖化対策実行計画〔2011（平成23）年3月〕
県の組織としての事務事業活動を対象とした「和歌山県地球温暖化防止活動実行計画」と、県域を対象とした「和歌山県地球温暖化対策地域推進計画」を統合。

6-3 本県の温室効果ガス排出量

本県における温室効果ガスの総排出量は、2013（平成25）年度では20,410千トンとなっており、その97.3%を二酸化炭素（CO₂）が占めています。

1990（平成2）年度（※）における排出量と比較すると、2013（平成25）年度では1,345千トン（約7%）増加しています。

※京都議定書の基準年である1990（平成2）年に併せて、前計画の基準年度を1990（平成2）年度としている。

温室効果ガスの排出量の近年の傾向は、リーマンショックの翌年2009（平成21）年度に減少した後、増加傾向に転じています。

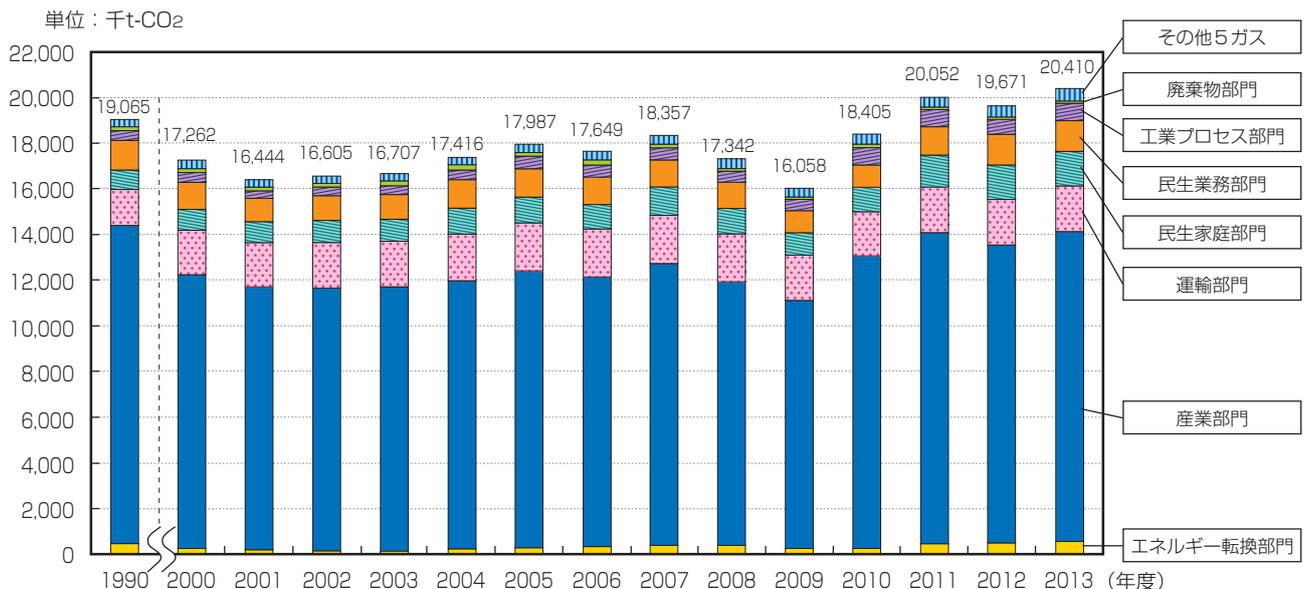
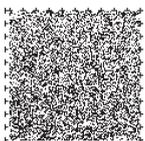


図6-4 部門別排出量の推移



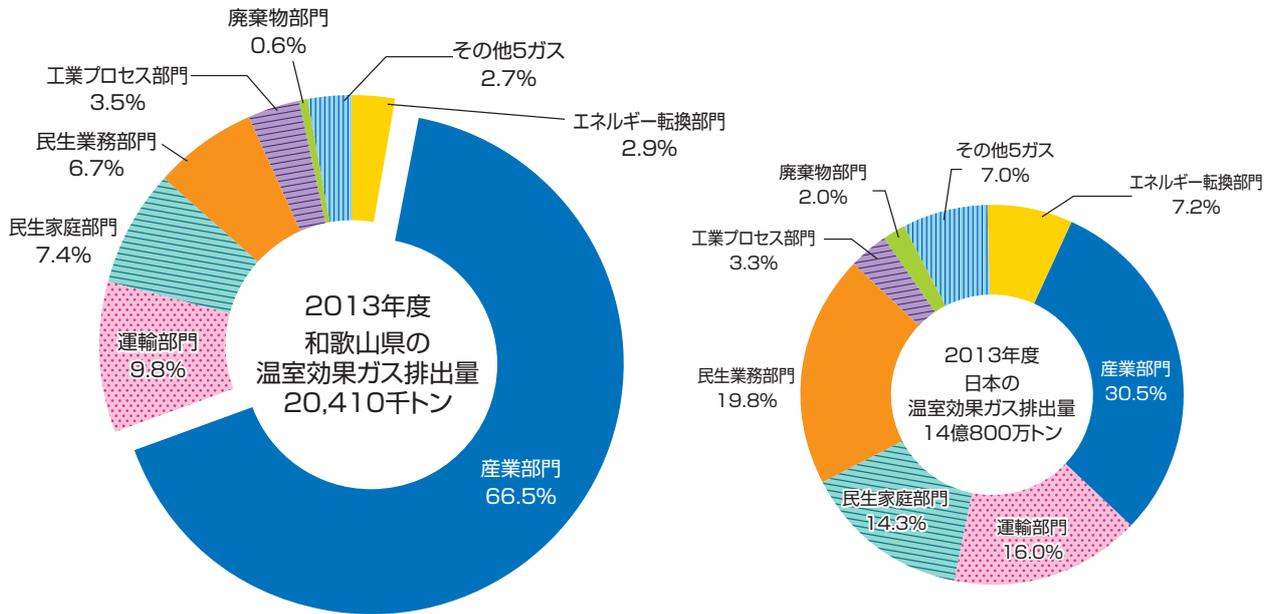


【部門別温室効果ガスの排出量】

県内の温室効果ガス2013（平成25）年度の排出量を部門別で見ると、産業部門が約66%と最も高く、次いで運輸部門が約10%、民生家庭部門が約7%、民生業務部門が約6%となっています。

2013（平成25）年度の排出量を1990（平成2）年度と比較した場合、産業部門（-10%）、廃棄物部門（-24%）とそれぞれ減少しているのに対し、エネルギー転換部門（+20%）、運輸部門（+26%）、民生家庭部門（+75%）、民生業務部門（+6%）、工業プロセス部門（+66%）、その他5ガス（+55%）は増加しています。

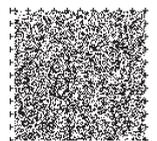
図6-5 部門別温室効果ガス排出量内訳（2013（平成25）年度）



部門	年度	1990 (H2)	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)		2020 (H32)年度の削減目標 (1990 (H2)年度比)
		排出量 (90年度比)	構成比											
エネルギー転換部門		487	274	303	342	416	430	263	268	448	546	584 (+20%)	3%	—
産業部門		13,913	11,994	12,130	11,801	12,358	11,513	10,851	12,797	13,666	13,021	13,572 (-10%)	66%	—
	大規模	11,227	10,241	9,855	10,001	10,349	9,855	9,598	10,987	11,577	10,900	11,533	(56%)	—
	中小	2,686	1,753	2,275	1,800	2,009	1,658	1,253	1,810	2,089	2,121	2,039	(10%)	-45% (※)
運輸部門		1,583	1,943	2,093	2,123	2,078	2,080	1,993	1,962	1,968	1,995	1,997 (+26%)	10%	+4% (※)
民生家庭部門		859	938	1,122	1,099	1,224	1,171	985	1,045	1,420	1,530	1,506 (+75%)	7%	-38% (※)
民生業務部門		1,289	1,167	1,256	1,180	1,207	1,127	978	987	1,230	1,302	1,366 (+6%)	7%	-50% (※)
工業プロセス部門		435	443	532	545	521	497	489	788	745	643	724 (+66%)	4%	—
廃棄物部門		150	152	179	173	154	112	90	133	123	108	114 (-24%)	1%	—
その他5ガス		351	351	372	386	399	412	410	425	453	527	545 (+55%)	3%	—
合計		19,065	17,262	17,987	17,649	18,357	17,342	16,058	18,405	20,052	19,671	20,410 (+7%)	100%	-24% (※)

(※) 数値（-〇〇%）は、前・和歌山県地球温暖化対策実行計画での個別分野の削減目標

図6-6 部門別温室効果ガス排出量の推移と削減目標内訳（2013年）



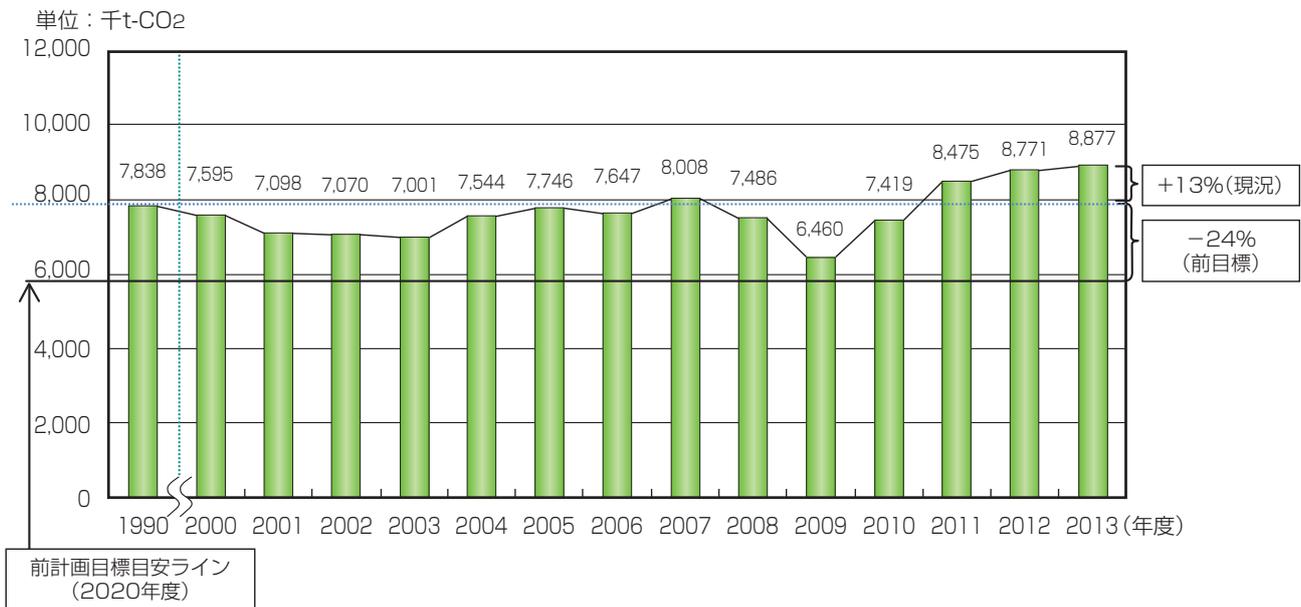


6-4 本県の温室効果ガス削減目標

6-4-1 前計画の削減目標と新たな削減目標

2011（平成23）年3月に策定した和歌山県地球温暖化対策実行計画（計画期間：平成23～27年度。以下「前計画」といいます。）では、大規模事業者を除く全体で2020（平成32）年度の削減目標を1990（平成2）年度（※）比24%削減としていました。しかし、現況（2013（平成25）年）では減少するどころか13%増となっています。（※）京都議定書の基準年1990年に併せ、1990年度を前計画の基準年度にしている。

図6-7 前計画目標達成状況



この要因としては、前計画を策定した2011（平成23）年3月以降、東日本大震災の影響で火力発電の稼働率が増加し、電力使用に係る温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の排出係数（原単位）（※）が高まる等、前提条件が変わってしまったことがあげられます。

このように、温室効果ガス排出量算定に係る前提条件が変わったこと、また、国から新たな削減目標（国内の温室効果ガス排出量を「2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比-26%の水準にする」）が示されたこともあり、今回、県の削減目標を新たに設定することとしました。

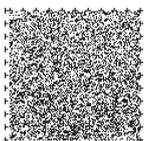
※排出係数（原単位）

使用したエネルギーから温室効果ガス排出量を算定するために用いる係数（原単位）
例：電力1kWhあたりの二酸化炭素（CO₂）ガス排出量

電力の場合、発電に用いた燃料によって異なり、特に火力発電の場合排出係数（原単位）は高くなる。

<関西電力（株）の電力使用に係る排出係数（原単位）>

2010（平成22）年度0.281 → 2014（平成26）年度0.523（単位kg-CO₂/kWh）





6-4-2 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律の対象ガスである、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7ガスとします。

※三フッ化窒素については、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、平成27年4月から温室効果ガスに追加されたことから、平成25年度までの本県の温室効果ガスの排出量の算定には含まれていない。

6-4-3 対象地域

和歌山県全域とします。

6-4-4 基準年度

国連に提出された「日本の約束草案」の基準年度との整合を考慮し、基準年度については2013（平成25）年度とします。

6-4-5 削減目標

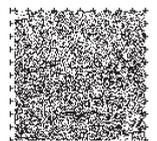
県内全域から排出される温室効果ガスの削減目標は、計画期間の最終年度である2020（平成32）年度を短期、2030（平成42）年度を中期目標年度とし以下のとおりとします。

目標年度	目 標
2020（平成32）年度	2013（平成25）年度比 -9%の水準にする
2030（平成42）年度	2013（平成25）年度比 -20%の水準にする

この目標達成のためのそれぞれの目標年度における各部門の「排出量」と「基準年度比」の目安は以下の表のとおり。

	基準年度	短期目標年度		中期目標年度	
	2013（H25）年度 (単位：千t)	2020（H32）年度 (単位：千t)	2013（H25） 年度比	2030（H42）年度 (単位：千t)	2013（H25） 年度比
産業部門	13,572	12,813	-6%	11,722	-14%
運輸部門	1,997	1,862	-7%	1,661	-17%
民生家庭部門	1,506	1,282	-15%	991	-34%
民生業務部門	1,366	1,278	-6%	1,180	-14%
その他（外部要因含）	1,969	1,441	-27%	775	-61%
合 計	20,410	18,675	-9%	16,330	-20%

※合計欄については、計算過程での端数処理の関係で個別数値の合計と合致しないところがある。



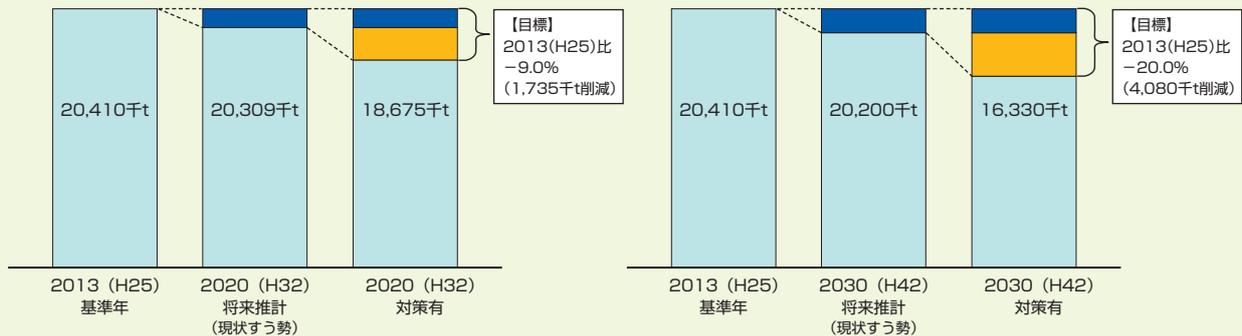


＜左頁表内の各部門の「排出量」と「基準年度比」の目安の考え方＞

- ・各目標年度における排出量（目安）については国連気候変動枠組条約事務局に提出された「日本の約束草案」に記された国の「2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比 -26%の水準にする」の根拠としている国の「長期エネルギー需給見通し」を参考に設定しています。
- ・2020（平成32）年度及び2030（平成42）年度における予測排出量から、それぞれの削減目標量を減じて、各年度の目指すべき排出量を計算し、基準年である2013（平成25）年度との比較をしています。将来の予測排出量については、各部門とも、活動量等において一定の傾向がみられないことから、将来的にも、2013（平成25）年度の数値が概ね継続していくものとして推計しています。ただし、世帯数については、「和歌山県長期人口ビジョン」に記している「2060年に概ね人口70万人」を元に推計し反映させています。
- ・削減目標量については、国の部門別の削減量の個別取組による削減内訳を、按分等により、本県に換算しなおして積み上げています。
- ・「その他（外部要因）」にはエネルギー転換等、排出量の少ない部門の他、外部要因として電力使用にかかるCO₂排出係数（原単位）による影響等も見込んでいます。
- ・本県温室効果ガスの排出量（実績分）は、国等の各種統計データを使用して算出しているため、統計データが過去に遡って大きく修正される場合には、基準値及び削減目標値の調整を行うこともあります。

＜目標設定方法＞

現状から何も対策等を新たに講じない場合の将来排出量（現状すう勢）推計し、この予測値から対策により削減する量を減じた値を当該目標年度の排出量としています。



6-5 目標達成に向けた取組

第2章に記載した、低炭素社会を目指すための取組の方向に基づき、「省エネルギーと再生可能エネルギー導入促進」、「吸収源対策」、「まちづくり」、「運輸・交通分野における対策」、「フロン類漏えい防止対策」、「適応策」について取り組むこととします。

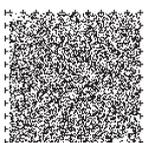
6-5-1 省エネルギー対策

＜事業者による省エネの推進＞

〔産業分野〕

（現状と課題）

本県における産業部門の2013（平成25）年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度の1990（平成2）年度比で、-10%と主要4部門（産業・業務・家庭・運輸）の中で唯一の減少となっています。





産業部門からの温室効果ガスの排出量は、県全体の約66%を占めており、その中でも大規模事業者からの排出が約85%となっています。

電力使用に係る二酸化炭素（CO₂）排出係数（原単位）が上昇しているにもかかわらず、マイナスとなっているのは、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）による規制による要因と景気の変動に伴った製造量の減少による要因が考えられます。

産業部門については、景気の影響を受けやすいこともあり、排出量を抑制することは困難な側面もあり、特に中小企業（業務含む）では、情報不足、人手不足、資金不足により大規模事業者に比べると省エネルギー対策が進みにくいと考えられます。

（取組）

- 大規模事業者については、排出抑制計画書に基づいた自主的な省エネルギー対策を促進します。
- 中小事業者には、省エネルギーに関する国の補助制度等について情報提供を行っていきます。
- 施設等の省エネ診断の普及を図ります。
- 農業では、施設栽培における省エネ機器の導入や低燃費型の機械の導入を促進するとともに、土壌への堆肥や緑肥等の有機物の施用等、炭素貯留効果の高い営農活動を推進します。

〔業務系（オフィス、ビル、量販店、宿泊施設、各種施設等）〕

（現状と課題）

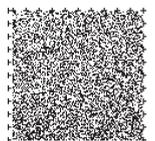
本県における2013（平成25）年度の民生業務部門の温室効果ガスの排出量は、基準年度の1990（平成2）年度比で、6%の増加となっています。

民生業務部門の温室効果ガス算定の資料としている本部門の延べ床面積が1990（平成2）年度比約20%増加、本部門からの温室効果ガスの排出量の約78%が、電気使用に伴うものであることを考えても、省エネルギー化が進んでいるものと考えられます。

しかしながら、照明、空調、給湯器等の高効率機器への転換や太陽光発電の導入、建築物の断熱化、計測制御システムの導入等による、さらなるエネルギー使用量の削減のため、引き続きオフィス等で働く方々に省エネルギー対策等の必要性を訴えかけていく必要があります。

（取組）

- エコオフィスの取組の普及を図ります。
- 建築物の環境性能の向上を推進します。
- 施設等の省エネ診断の普及を図ります。





- 公共交通の利用や、エコドライブ等の取組を促進します。
- 環境負荷の少ない自動車（エコカー）の普及を図ります。
- 環境教育等地球温暖化防止に向けた実践的な活動を支援します。

【家庭における省エネの推進】

（現状と課題）

本県の民生家庭部門の2013（平成25）年度の温室効果ガスの排出量は、前計画の基準年度の1990（平成2）年度比で、75%増加しており各部門の中でもっとも増加率が高くなっています。

節電取組の普及啓発や住宅用太陽光発電の導入補助事業、環境カレンダーや環境教育といった各種啓発を実施してきましたが、大変厳しい状況です。

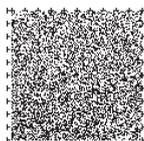
家庭における二酸化炭素（CO₂）の排出の内、約8割は電力使用によるものです。削減が進まない背景には、世帯数の増加や家電製品の多様化等が考えられます。

特に家電製品は、省エネ化が進む一方で、1990（平成2）年頃には家庭になかったトイレの温水便座やパソコン等の普及が進んでいます。

家庭での省エネは、個人の意識に大きく左右されるため、省エネ対策の重要性を認識してもらう必要があります。啓発活動を継続し、身近にできる省エネの取組から浸透を図っていくことが重要となります。

（取組）

- 節電をはじめ、省エネ・省CO₂を目指した啓発活動を実施します。
- 家庭でのエコ活動を推進します。
- ゼロエネルギーハウス等、省エネ・省CO₂住宅の導入、LED照明、高効率給湯器等の家庭用機器の普及を促進します。
- 和歌山県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、啓発をはじめとする「省エネ・省CO₂」についての各種事業を実施します。
- 県知事から委嘱する地球温暖化防止活動推進員による地域の地球温暖化防止に向けた活動を実施します。
- 公共交通の利用や、エコドライブ等の取組を促進します。





- 環境負荷の少ない自動車（エコカー）の普及を図ります。
- 環境教育等地球温暖化防止に向けた実践的な活動を支援します。
- 「COOL CHOICE（※）」の取組を推進します。

※温暖化防止に繋がる行動等、未来に向けて賢い選択をしていこうという国民運動（54ページに解説）

6-5-2 再生可能エネルギーの導入、活用

（現状と課題）

温室効果ガスの排出量削減のためには、エネルギー使用量の削減だけでなく、再生可能エネルギーの更なる導入が重要となります。

国が作成した、2030（平成42）年における長期電力需給見通しによる電源のベストミックスは、2013（平成25）年と比較して、総電力需要が9,808億kWhで1.5%増加に対し、太陽光、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーが全体の22～24%と、東日本大震災前の約11%から2倍になっています。

一方、本県における再生可能エネルギーの導入量（推計）は、2014（平成26）年度において、約15%（県内消費電力比）であり、今後も継続して導入促進に取り組むことにより、2020（平成32）年度末までに、国のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合と同等にすることを目指します。

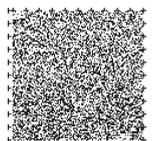
（取組）

- 住宅用太陽光発電の導入を推進します。
- 公共機関が保有する遊休地へ太陽光発電施設導入支援等を行います。
- 県内企業のエネルギー分野の研究開発支援を行います。
- 海洋等、現在未利用となっている再生可能エネルギーの探査・利用の検討を進めます。
- 間伐材等を利用した木質バイオマスの利用促進を図ります。
- 農山村地域をはじめ地域で実施する小水力発電導入可能性の検討を進めます。

6-5-3 まちづくりにおける地球温暖化対策

（現状と課題）

社会経済活動の基盤となるまちづくりにおいて、拡散型の都市構造ではなく、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせるような居住・公共施設・商業施設等の都市機能が集積した利便性の高い都市づくりとともに、地域全体のエネルギー消費や温室効果ガスの排出量の削減を図るために、低炭素社会を目指した取組が求められています。





そのためには、住宅やオフィスビル等の建物単体への取組とともに、地域全体で地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

(取組)

- エコインフラ事業の実施等により都市基盤の低炭素化の推進を図ります。
 - ・LED照明の導入
(都市公園、歩道の街路灯(ソーラーLED)、交通信号機灯器、道路情報提供装置等)
 - ・電気自動車の充電設備ネットワーク化

6-5-4 運輸・交通分野における省エネの推進

(現状と課題)

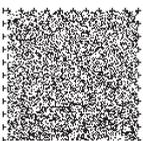
本県における運輸部門の2013(平成25)年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度の1990(平成2)年度比で、26%増加し、主要4部門(産業・民生業務・民生家庭・運輸)の中で民生家庭部門について2番目に高い増加率となっています。

また、本県の運輸部門からの温室効果ガスの排出量の約9割が自動車によるものです。削減が進んでいない要因は、自動車の保有台数の増加があげられます。

本県の地理的な特性として自動車による移動が必要であるため、保有台数が増えているものと考えられ、ハード、ソフトの両面からの取組が必要になります。

(取組)

- 高速道路をはじめ、府県間道路、内陸部骨格道路、都市計画道路などの県内道路ネットワークの形成を推進し、交通渋滞解消など交通流の円滑化を図ります。
- 電気自動車用充電設備等、次世代自動車のインフラ整備を推進します。
- 環境負荷の少ない自動車(エコカー)の普及を図ります。
- 公共交通の利用や、エコドライブ等の取組を促進します。
- 適正な自動車の整備を呼びかけ、燃費の向上につなげます。
- 道路交通管制システムの高度化及び拡充整備を進め渋滞緩和を図ります。





6-5-5 森林吸収源対策

(現状と課題)

県土の約77%を占める本県の森林は、二酸化炭素（CO₂）吸収に貢献しています。しかしながら、林業の低迷から、整備されず放置されている山々も多く存在しています。

森林は二酸化炭素（CO₂）の吸収源対策として大きな役割を担うため、整備・保全についてまた紀州材の利用拡大に向けた積極的な取組が必要とされます。

また、国の約束草案の26%削減目標には、森林吸収で2013（平成25）年度の総排出量の2.0%の二酸化炭素（CO₂）の削減（約2,780万t-CO₂）が見込まれています。

本県の森林においても、2013（平成25）年度の県内の排出量の約3%に相当する年間約60万tの二酸化炭素（CO₂）を吸収していると推計していますが、今後も安定的な森林吸収量の確保が求められます。

(取組)

- 二酸化炭素（CO₂）吸収源としての機能が発揮されるよう、間伐をはじめとする適切な森林整備を推進します。
- 「企業の森」等の制度を活用し、企業や民間団体等による森林づくり活動を支援します。
- 紀州材の需要を拡大することで、林業の活性化を目指します。

6-5-6 フロン対策

(現状と課題)

エアコンや冷蔵庫等の冷媒として活用されてきたフロン類は、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、より影響の少ない「代替フロン」への切り替えが進められてきました。

しかしながら、この「代替フロン」には、二酸化炭素（CO₂）の100倍から10,000倍以上の温室効果があることが判明したため、既にフロン類が使われている製品からのフロン類の漏えい防止のための取組が必要です。

(取組)

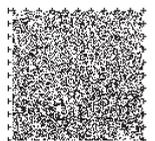
- フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業者の県への登録を推進し、適正な充填・回収が行われるよう事業者への立入指導を行うとともに、大型スーパー等業務用フロン使用機器使用者への立入指導を行います。

6-5-7 適応策

(現状と課題)

今日までの地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出を少なくするための取組を推進してきました。しかしながら、IPCCの報告書でもこの先の地球温暖化は避けることはできない可能性が指摘されています。

このような中、国においても、地球温暖化の影響を低減するため、国の





「適応計画」が閣議決定（H27.11）されました。

本県でも、地球温暖化への適応計画について検討を進める必要があります。

（取組）

- 農作物への影響の調査を実施して、品種改良の研究を進めます。
- 病害虫の発生状況や被害状況の変化等を調査し、適時適切な防除のための情報発信を行います。
- 熱中症等の健康被害に対する対応の検討を進めます。
- 「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」に基づき、デング熱等蚊媒介感染症の予防啓発や発生動向の把握に努めます。
- 集中豪雨等に備え、災害対策を進めます。

6-6 事業者としての県の地球温暖化対策（県の事務事業における対策）

第4章に記載した、県としての役割に基づき、事業者として県（県庁）自身が率先的に地球温暖化対策に取り組むこととします。

6-6-1 県の事務事業における温室効果ガス排出量

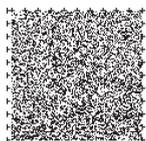
2014（平成26）年度の県庁の事務事業において使用された、電気、ガス、灯油、ガソリン等エネルギー量は、前計画の基準年（2009（平成21）年度）と比べ、約5%減少しています。

しかしながら、排出係数（原単位）を用いて温室効果ガス排出量に換算した場合、46.2%の増加となっています。

前計画の温室効果ガス削減目標（2015（平成27）年度に基準年度比で7%削減）と比較し、単純にエネルギー使用量のみから見た場合（つまり排出係数（原単位）を2011（平成23）年度のもので固定）、取組は進んでいると言えますが、県全体と同様、一層の削減に努める必要があります。

燃料種別の消費量の推移について見ると、電気、A重油、灯油、LPG、軽油については、基準年度比で概ね減少傾向にあります。一方、都市ガス、ガソリンは増加傾向にあります。

水道使用量は庁舎の耐震工事時の機材更新と節水取組により大きく減少しています。コピー用紙使用量は増加傾向にあります。





6-6-2 事業者としての県の温室効果ガス削減目標

【削減目標】

- 県全体の目標「2020（平成32）年度に2013年度比－9%の水準にする」「2030（平成42）年度に－20%の水準にする」を達成するため、事業者としての県が分類される「民生業務部門」の目安（目標）を上回ることを目標とします。

目標年度	削減目標
2020（平成32）年度	6%以上（2013（平成25）年度比）
2030（平成42）年度	14%以上（2013（平成25）年度比）

※上記には、排出係数（原単位）の影響は含めておりません。

【対象範囲】

- 県のすべての機関（知事部局、教育委員会、警察本部及び諸局）、県が設置する指定管理施設の事務事業とします。

【目標達成のための取組】

- 和歌山県環境マネジメントシステムに基づいて、取組を進めます。
（計画期間における重点的取組事項）

（1）省エネルギー・省CO₂化の推進

- ・県有施設へのLED照明・高効率給湯器等の設備の導入
- ・環境負荷の少ない自動車（エコカー）の導入
- ・公共施設において省エネ・省CO₂を目指した施設改修を推進

（2）廃棄物の減量化、リサイクルの推進

- ・コピー用紙の再生紙使用、裏面未使用のコピー用紙を再利用
- ・「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づいて「和歌山県グリーン購入推進方針」の毎年策定し、環境にやさしい物品を優先的に調達

（3）再生可能エネルギーの活用の推進

- ・公共施設における太陽光発電設備を積極的に導入
- ・バイオマスエネルギー等の利用を推進

（4）その他排出削減に資する取組

- ・「COOL CHOICE」の取組推進

■ 「COOL CHOICE」とは

- ・第29回地球温暖化対策推進本部（H27.6.2）において政府が発表。
- ・2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減という目標達成のため、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の「製品」・「サービス」・「行動」など、温暖化対策に資するあらゆる「cool（賢い）choice（選択）」を促す国民運動。（H27.7.1開始）



COOL CHOICE
ロゴマーク

